

都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

平成29年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 都市計画税	602,200 千円
(歳出) 都市計画事業費等に要する経費	1,204,316 千円

(単位:千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	398,407	93,750	180,900	7,797	84,228	31,732
	公園費	76,258	7,600	17,800	0	36,941	13,917
	下水道費	361,717	0	0	0	262,736	98,981
	区画整理費等	52,196	0	0	0	37,913	14,283
	公債費	209,545	0	0	0	152,204	57,341
	その他	106,193	24,100	43,300	0	28,178	10,615
	合計	1,204,316	125,450	242,000	7,797	602,200	226,869